



## 令和8年度 保育園・認定こども園 入園案内

### 保育施設等(保育園・認定こども園 2・3号)とは

就労や病気などにより、昼間子どもを家庭で保育できない保護者や同居の家族に代わって保育する施設です。入園希望月に、生後4カ月を超え、保護者が首のすわりを確認した児童で以下の事由(ただし9.については在園時の継続利用の場合に限る)により教育・保育給付認定の2号または3号のいずれかの認定を受ける状態にあれば、申請することができます。

#### 認定に要する保育の必要な事由

1. 就労
2. 妊娠・出産
3. 疾病・障がい
4. 介護・看護
5. 災害・復旧
6. 求職活動
7. 在学
8. 虐待やDVのおそれ
9. 育児休業
10. その他

<申請期間> 10月1日(木) 9:00 ~ 21日(木) 12:00 まで

※令和8年度入園申請より、原則、オンラインとなります。オンライン申請が難しい場合は、事前予約のうえ、こども保育課(本館1階①窓口)までお越しください。(予約方法等は利用案内書に記載)申請期間を過ぎると、2次選考以降の取り扱いとなりますのでご注意ください。羽曳野市外の施設を希望される方はオンライン申請はできません。

<利用決定> 保育の必要度や希望などをもとに、利用調整を行います。定員を上回ると、入園保留となることがあります。決定した内容は、令和8年1月中旬頃に文書で通知します。

詳細は市ウェブサイトまたは「令和8年度羽曳野市保育園・認定こども園利用案内書」をご確認ください。

<利用案内書配布場所> 9月1日(月)から配布(各施設の開所時間内)

	配布場所	住所	電話番号(072)
保育園	下開保育園	古市 1394	958-3318
	軽里保育園	軽里 3-222	958-3338
	はびきの保育園	はびきの 4-20-17	958-3328
	高鷲保育園	南恵我之荘 2-6-22	953-3883
	ベビーハウス社協	高鷲 9-2-17	930-0240
認定こども園	くすみ共同保育園	壺井 508-1	957-3282
	こども未来館たかわし	恵我之荘 2-10-13	955-0730
	向野こども園	向野 523	931-1800・1801
	高屋保育学園	古市 7-4-1	957-1234
	さかとはらはらこども園	東阪田 264	956-6246
	明の守こども園	鳥島 9-18-20	954-9630
	四天寺慈悲院こども園	学園前 6-1-1	957-7517
	あおぞらこども園	古市 2-2-27	950-1105
	誉田保育園	誉田 3-2-30	958-2525
	郡戸こども園	郡戸 394-2	938-5280
その他公共施設	白鳩羽曳野幼稚園	羽曳が丘 3-5-14	957-0555
	市役所 こども保育課	誉田 4-1-1	958-1111
	子育て支援センターふるいち	南恵我之荘 3-1-1	955-0583
	子育て支援センターむかひの	古市 4-2-9	958-3308
	子育て支援センターむかひの	向野 523	080-7536-7898



## 令和8年度 羽曳野市立教育施設等園児募集

【申込期間】 認定こども園：9月11日(木)・12日(金) 14:30 ~ 16:30

幼稚園：9月8日(月)・9日(火)・11日(木) 14:30 ~ 16:30

<令和8年度 羽曳野市立教育施設募集一覧> 申込書配布時間 (月)~(金) 9:00 ~ 16:30

	施設名	保育年齢	住所	電話番号(072)	受付場所
認定こども園	こども未来館たかわし	3~5歳	恵我之荘 2-10-13	955-0730	各施設
	向野こども園		向野 523	931-1801	
	(仮称)古市こども園		南古市 (現下開保育園西隣)	未定	
幼稚園	埴生幼稚園	3~5歳	伊賀 5-8-1	955-1062	各施設
	羽曳が丘幼稚園		羽曳が丘 6-8-1	958-7201	
	高鷲南幼稚園		高鷲 2-19-10	955-1624	
	埴生南幼稚園		桃山台 2-3-28	957-0212	

○埴生南幼稚園は、令和8年4月より「3歳児保育」を始めます。 ○埴生幼稚園、高鷲南幼稚園は、令和8年4月より「預かり保育」を始めます。 ○駒ヶ谷幼稚園・古市幼稚園・古市南幼稚園は、令和7年度末で閉園し、令和8年4月より(仮称)「古市こども園」に再編・統合予定です。

### 羽曳野市実費徴収に係る補足給付申請(令和7年4月~8月利用分)

市内在住で、子どもが未移行の幼稚園に通っている、次に該当する保護者は、

支払った給食費のうち副食材料費(おかず・おやつなど)が月額4,900円まで補助されます。

※実際に支払った副食材料費(月額)または月額上限額4,900円のいずれか少ない金額

《対象》 ①世帯(父母など)の市町村民税所得割課税額の合計額が77,101円未満である場合(年収360万円未満相当世帯) ※令和6年度(令和5年1月~12月までの所得)の市町村民税所得割課税額をもとに給付対象者を算定

②世帯の所得にかかわらず、小学校3年生以下の子どもから数えて、対象園児が第3子以降の場合

③生活保護世帯や里親等の市町村民税非課税に準ずる世帯に該当する場合

【申込】 次の3点をこども保育課へ提出(9月29日(月)~10月10日(金)まで)

①羽曳野市実費徴収に係る補足給付申請書(償還払い用) ②副食材料費の領収書

③令和6年度市町村民税課税証明書※令和6年1月1日時点で羽曳野市外に在住の方のみ

【問合せ】 こども保育課 給付担当 072-947-3835(直通)

### 新しいこども園の名称(案)が決まりました

6月より公募していた(仮称)第3こども園の名称に、「古市こども園」が選ばれました。(総応募件数118件、名称選定委員会にて決定)

たくさんのご応募ありがとうございました。 ※正式決定は議会承認時となります。

【問合せ】 こども保育課

